

# 記載例

(退職、一括徴収する場合)

付 受 印 2	市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収										に係る給与所得者異動届出書		整理番号		
	泉南 市町村長 2年 8月 10日 提出			給与 特別徴収 義務者	氏名又は 名称 △×商事株式会社 ⑩	担当 者	総務課総務係 氏名 大阪 泉	元31 年度 特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	特別徴収 指定番号	元31 年度 特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名 泉南 花子	センナンハナコ 新姓 泉	イヌミ 姓 泉	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円		
所 得 者	生年月日 大・(昭)・平・令 50年 5月 10日生	個人番号	住所 1月1日 現在 泉南市樽井1丁目70番70号	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円		
所 得 者	住所 異動後 アメリカ合衆国	特別徴収税額 (年税額)	特別徴収税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円	円	円		
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。										※事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。					
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)										所在地 名称		特別徴収指定番号 (電話)		左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	

一 括 徴 収 理 由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 上記ウと同額	備 考
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。 本人の印		8月5日	100,000円	100,000円	左記の一括徴収した税額は 8月分で納入します。翌月10日納期限
一 括 徴 収 理 由	一括徴収しない場合		月日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。翌月10日納期限
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 ② 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) ③ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記ウ)の額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 ④ 死亡による退職のため。		月日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。翌月10日納期限

# 記載例

(退職、一括徴収しない場合)

付 受 印 2	市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収										に係る給与所得者異動届出書		整理番号		
	泉南 市町村長 2年 11月 10日 提出			給与 特別徴収 義務者	氏名又は 名称 △×商事株式会社 ⑩	担当 者	総務課総務係 氏名 大阪 泉	元31 年度 特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	特別徴収 指定番号	元31 年度 特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	特別徴収 指定番号	元31 年度 宛番号	
給 与 所 得 者	フリガナ 氏名 泉南 太郎	センナンタロウ 新姓 泉	イヌミ 姓 泉	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円		
所 得 者	生年月日 大・(昭)・平・令 45年 / 月 / 日生	個人番号	住所 1月1日 現在 泉南市樽井1丁目70番70号	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円		
所 得 者	住所 異動後	特別徴収税額 (年税額)	特別徴収税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額	円	円	円	円	円		
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。										※事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。					
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)										所在地 名称		特別徴収指定番号 (電話)		左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	

一 括 徴 収 理 由	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 上記ウと同額	備 考
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。 本人の印		月日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。翌月10日納期限
一 括 徴 収 理 由	一括徴収しない場合		月日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。翌月10日納期限
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 ② 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) ③ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記ウ)の額を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 ④ 死亡による退職のため。		月日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。翌月10日納期限